

令和元年仙審第32号

裁 決

漁船A消波ブロック衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官鈴木勲出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
平成29年7月13日15時00分
龍飛埼南東岸
- 2 船舶の要目
船種 船名 漁船A
総トン数 29トン
全 長 26.80メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 809キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室をほぼ船体中央部に配し、GPSプロッター、ソナー及び自動衝突予防援助装置（以下「アルパ」という。）付きのレーダーを備えた、いか一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生1人を含む2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、平成29年7月13日10時00分青森県大畑漁港を発し、同県深浦港西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、集魚灯の不具合の修理のため操業を一時中断して臨時的に大畑漁港に帰港したもので、発航前において十分な休息時間があったものの、操業中の生活習慣から十分に睡眠をとることができない状況で発航したものであった。

また、Aのいか漁の漁場は、山陰から北海道にかけての日本海であり、大畑漁港から漁場には津軽海峡を經由して向かうことから、同海峡の強い東に向かう潮流等の影響を極力少なくするため、その進路を、大間埼北方沖合を航過後下北半島西岸に沿って平館海峡北口付近まで南下し、その後津軽半島高野埼北方沖合に向けて西行して同埼が正横となったところで、龍飛埼北方沖合約1,000メートルに向ける状況として設定としていた。

a受審人は、大畑漁港発航後単独で船橋当直に就き、13時00分高野埼灯台から062度（真方位、以下同じ。）11.1海里の地点で、平館海峡北口付近に向けて針路を199度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵席に腰掛けた姿勢で自動操舵によって進行した。

a受審人は、定針後、前路付近海域に存在する複数の小型漁船に対し、アルパが反応して頻繁に接近警報を発していたことから、同漁船

に注意を払いながら続航し、13時31分少し前高野埼灯台から087.5度8.2海里の地点で、針路を270度に転じて進行した。

a受審人は、転針後前路付近海域に漁船などの他船を認めなかったことから、アルパの警報スイッチを切り、操舵室の床に腰を下ろした姿勢で、レーダーによる見張りをを行いながら進行していたところ、13時41分少し前高野埼灯台から087度6.5海里の地点に達したとき、眠気が急に強くなるのを覚えたが、過去にも同様な状況を何度か経験していたものの、居眠りまで至ることがなかったことから、居眠りに陥ることは無いものと思い、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、程なく居眠りに陥り、14時19分少し過ぎ高野埼灯台から000度750メートルの予定転針地点に達したものの、針路を転じないまま、龍飛埼南東岸に向首進行し、15時00分高野埼灯台から272度6.8海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に設置されている消波ブロックに衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期で、視界は良好であった。

衝突の結果、水線上の球状船首部に破口を伴う擦過傷を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件消波ブロック衝突は、平舘海峡北方において、漁場に向けて西行中、居眠り運航の防止措置が不十分で龍飛埼南東岸に向首したまま進行したことによって発生したものである。

a受審人は、平舘海峡北方において、漁場に向けて西行中、睡眠不足により眠気が強くなるのを覚えた場合、操舵室の床に腰を下ろしたまま

でいると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥らないよう、立って身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、過去にも同様な状況を何度か経験していたものの、居眠りまで至ることがなかったことから、居眠りに陥ることは無いものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、予定転針地点で転針することなく、龍飛埼南東岸に向首したまま進行して同岸に設置されている消波ブロックに衝突する事態を招き、球状船首部に破口を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 2 年 3 月 5 日

仙台地方海難審判所

審判官 志 村 信 三 郎